

水産政策審議会企画部会
第67回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第67回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成29年1月16日（月）午前10時00分

閉会 平成29年1月16日（月）午後0時27分

2. 出席委員

（委員）大森 敏弘 姜 明子 佐藤 安紀子 長瀬 一己 橋本 博之
馬場 治 浜田 峰子 東村 玲子 平野 澄子 細川 良範
水越 和幸

（特別委員）久賀 みず保 久保田 正 菅原 幸洋 高橋 健二
千葉 康則 中田 薫 米山 秀樹 若狭 信行

3. その他出席者

（水産庁）長谷次長 大杉漁政部長 浅川資源管理部長 保科増殖推進部長 岡漁港
漁場整備部長 太田資源管理部審議官 矢花水産経営課長 佐藤加工流通
課長 井上漁業保険管理官 藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 黒川国際
課長 竹葉研究指導課長 神谷漁場資源課長 伊佐栽培養殖課長
吉塚計画課長 山本整備課長 坂本防災漁村課長 田中資源管理部参事官
板倉増殖推進部参事官 大久保水産業体質強化推進室長 中田水産経営課
指導室長 高屋捕鯨室長 中奥内水面漁業振興室長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第67回企画部会
議事次第

日 時：平成29年1月16日（月）10:00～12:27

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 水産物の自給率目標

(2) これまでの審議における議論の整理

(3) その他

・「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更について

・「第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の内容の見直しについて

・その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	水産物の自給率目標	3
3	これまでの審議における議論の整理	12
4	その他	40
5	閉 会	43

○水産業体質強化推進室長 おはようございます。水産業体質強化推進室長の久保でございます。本日、企画課長は別件対応につき、冒頭の司会進行をさせていただきます。

座って失礼いたします。

定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第67回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たり、長谷水産庁次長より御挨拶申し上げます。

○次長 皆さん、おはようございます。また、1月ももうあっという間に16日ですが、改めまして明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

さて、本日の企画部会です。水産基本計画の見直しに向けて水産物の自給率目標、そしてこれまでの審議における議論の整理、この御審議をいただきたいと思っております。そのほか、その他で2点ほど報告事項がございます。

まず水産物の自給率についてですが、前回の企画部会におきまして、平成39年度の自給率目標の決定に向けた検証をお願いいたしました。今回は、自給率目標の考え方及びこれに基づいた場合の仮の数字をお示しし、御審議いただきたいと思っております。

次に、これまでの審議における議論の整理につきましては、昨年4月に本件諮問して以降、毎月1度のペースで御審議いただきまして、多くの御意見を頂戴いたしました。今回、いただいた御意見を整理いたしましたので、これを御報告申し上げるとともに、更なる御意見等ございましたら賜りたいと思っております。

報告事項につきましては、「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更についてと「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の見直しについて御説明いたします。双方とも水産基本計画の見直しに合わせて変更の検討を行うというものでございます。

本日も限られた時間でございますけれども、これらにつきまして御審議いただきまして、皆様から忌憚のない御意見を賜りたいと存じております。どうか本日もよろしくお願ひいたします。

○水産業体質強化推進室長 ありがとうございます。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には、事務局よりマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中11名の方が御出席されており定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

また、特別委員は11名中、現在7名の方が御出席されております。

続きまして、当審議会の議事の取り扱いにつきまして御説明いたします。

水産政策審議会議事規則第6条によりまして会議は公開とされており、傍聴者もお見えになっております。また、同規則第9条第2項によりまして議事録は縦覧に供するものとされています。会議終了後、委員の皆様には議事録を御確認いただいた上で、水産庁のホームページに掲載して公表させていただきますので、御協力をお願いいたします。

では、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

資料1といたしまして、水産物の自給率目標②を、資料2といたしまして、これまでの審議における議論の整理を、資料3-1といたしまして、「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更についてを、また資料3-2といたしまして、「第7次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の内容の見直しについてという資料を配付させていただいております。

足りない資料等ございましたら、事務局に申し出てください。

また、委員及び特別委員の皆様のお席には、御参考資料といたしまして、前回までの企画部会における水産基本計画の変更の検討に関する資料をファイルに綴じた形で配付させていただいております。

カメラで撮影されている方がいらっしゃいましたら、撮影はここまでとさせていただきますよう、お願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は馬場部会長をお願いいたしたいと存じます。馬場部会長、よろしくお願いいたします。

○馬場部会長 部会長の馬場です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、水産基本計画の変更に向けて、議題1と議題2を審議していただきます。また、議題3として、直接基本計画とは関係ありませんが用意しておりますので、お願いします。

本日の企画部会は少し長いですが、12時30分までの予定となっておりますので、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題1、水産物の自給率目標につきまして事務局より説明をお願いします。

○漁政部長 おはようございます。漁政部長の大杉でございます。着席で説明をさせていただきたいと思っております。

資料1を御覧ください。

「水産物の自給率目標②」という資料でございます。このテーマについての審議でございますが、前回の企画部会で前半部分、すなわち自給率目標の位置付け、考え方、自給率等の推移、生産量、消費量の見通し、主要な検討課題を扱ったわけでございますが、今回の企画部会では、後半部分といたしまして、平成39年度の水産物の生産量、消費量の目標と自給率目標を扱いたいと思っております。

1ページを御覧ください。

自給率目標の位置付けでございますが、これは前回の企画部会で紹介をしたところでございます。

2ページをお願いいたします。

漁業者その他の関係者が取り組むべき課題でございます。前回の企画部会で、このテーマについての末尾で今後の検討方向、主要な検討課題として紹介をした内容でございますが、少し丁寧におさらいをさせていただきたいと思っております。

国内漁業生産及び水産物消費の回復・拡大に向けまして、漁業者その他の関係者は、次のような課題に取り組む必要があるということでございます。

生産に関してでございますが、浜プランを策定・実践し、PDCAサイクルを徹底することによる漁業収入の向上とコスト削減、それから漁業生産の大宗を担う効率的かつ安定的な経営の実現、適切な資源管理を通じた水産資源の維持・増大、藻場・干潟や河川・湖沼等の環境の保全や種苗放流等の取組による生物多様性と高い生産力の維持が必要であるということでございます。

消費に関してでございますが、食の外部化や簡便化など消費者ニーズの変化への対応と未利用魚の活用など新たな市場の創出、それから消費量の多い高齢者、消費の減少が著しい中年層、もともと消費量が少ない若年層など、世代別の傾向に基づいた対応が必要だということでございます。水産物を豊富に取り入れた健康的で豊かな食生活が将来にわたり維持されるよう、生産、加工、流通、消費の緊密な連携による水産物の栄養特性、旬や調理方法、おいしさ等に対する理解を深める魚食普及、それから和食の代表的な要素の一つであります魚食文化の世代を超えての継承が必要ということでございます。

一番下のところに行きまして、以上のように、生産、消費における課題が解決されることで実現可能な自給率というものを自給率目標として設定するわけでございます。

3ページをお願いいたします。

食用魚介類と魚介類全体の生産のすう勢と目標でございますが、前回の企画部会で御紹介させていただきましたように、平成39年度における魚介類の生産量すう勢値は411万トン、うち食用魚介類358万トン、非食用魚介類53万トンであります。

新たな水産基本計画における平成39年度の食用魚介類の生産量の目標は、生産者の努力と政策的取り組みによってすう勢値から29万トン増加し、387万トンと仮の数字を出しております。魚介類全体の生産量の目標は、すう勢値から44万トン増加し、455万トンという仮の数字を出しております。

4ページをお願いいたします。

食用魚介類の消費量のすう勢と目標でございますが、これも前回の企画部会で紹介しましたように、平成39年度における食用魚介類の1人1年当たり消費量、これは粗食料ベースでございますが、そのすう勢値は42.7キログラムに減少するという事、そして新たな水産基本計画における平成39年度の食用魚介類の1人1年当たりの消費量の目標は、消費拡大の取り組みによって、現状からすう勢値への減少を3分の1に食いとめ、46.4キログラム、粗食料ベースでございますが、こういう数値で仮のものとして算出をしております。

5ページをお願いいたします。

平成39年度の食用魚介類の1人1年当たりの消費量の目標46.4キログラム、粗食料ベースでございますが、これを達成するためにはどうすればいいかというイメージでございますが、平成39年度のすう勢値42.7キログラムと比べ、1人1年当たり3.7キログラム、1カ月当たりになりますと308グラムですが、これだけの魚介類をより多く食べることが必要ということになります。

その消費量増加分のイメージを世代別に示したのが、下の表でございます。

世代別ということで60歳以上の高齢層でございますが、63.4キログラム。これはイメージとしては、サバ味噌煮1切れとアジ塩焼き1尾でございます。

それから、30から59歳の中年層でございますが、35.9キログラム。これはブリ照焼き1切れとマグロ刺身5切れ、絵のほうでは3切れしか書いていませんけれども5切れでございます。

それから、7から29歳の若齢層でございますが、40.1キログラム。イメージとしては、ア

ジフライ 1 枚と塩鮭 1 切れでございます。

6 ページをお願いいたします。

新基本計画における平成39年度の食用魚介類、粗食料ベースでございますが、消費量の目標ですけれども、平成39年度の食用魚介類の 1 人 1 年当たり消費量、同じく粗食料ベースですけれども、目標46.4キログラムに人口の変化を勘案して算出し、553万トンという仮の数字を出しております。

これに養殖用の生餌ですとか、配合飼料用魚粉を中心とする非食用魚介類の消費量、これは平成25から27年度の平均値を使っておりますが、これを加えまして平成39年度の魚介類全体の消費量の目標は711万トンという仮の数字を出しているわけでございます。

7 ページをお願いいたします。

以上のような平成39年度の魚介類全体の生産量の目標455万トン、消費量の目標711万トンという数値でございますが、国内需給の残りの構成要素であります輸出と輸入との整合性については、次のとおりでございます。

①にありますように、まずこれまでのすう勢値に基づく、平成39年度における魚介類全体の輸入量は349万トンに減少するという見通しでございます。これを前提にいたしまして、生産量の目標が達成されると仮にいたしますと、消費量の目標を達成するためには、平成39年度における輸出量は93万トンでなければならないということになります。これは単純計算でございます。この数値は、すう勢に基づく平成39年度の輸出量90万トンということになるわけですけれども、これとほぼ等しいということで整合性がとれているわけでございます。

8 ページをお願いいたします。

食用魚介類と魚介類全体の自給率目標でございますが、魚介類、食用と全体の生産量の目標、消費量の目標に基づきまして、つまり割り算をするということでございますが、新たな水産基本計画における平成39年度の食用魚介類の自給率目標は70%という数字を仮に算出しております。非食用魚介類を含めた魚介類全体の自給率目標は、同じく64%でございます。

9 ページをお願いいたします。

他方、海藻類の生産量のすう勢と目標でございますが、前回の企画部会で御紹介させていただきましたように、平成39年度における海藻類の生産量すう勢値は40万トンでございます。新基本計画における平成39年度の海藻類の生産量の目標は、生産者の努力と政策的取り組みによって、すう勢値から9万トン増加し、49万トンという数字を仮に置いております。

10ページをお願いいたします。

海藻類、食用ということでございますが、の消費量のすう勢と目標でございますが、これも前回の企画部会で紹介いたしましたように、平成39年度における食用の海藻類の1人1年当たり消費量、乾燥重量ベースですが、0.8キログラムに減少するという見通しでございます。

新基本計画における平成39年度の食用海藻類の1人1年当たり消費量の目標は、消費拡大の取り組みによって現状程度の消費量の維持を図るとし、0.9キログラムという数値を仮に置いております。

11ページをお願いいたします。

新基本計画における平成39年度の食用海藻類の消費量、乾燥重量ベースでございますが、これは平成39年度の食用海藻類の1人1年当たりの消費量の目標0.9キログラムに人口の変化を勘案し、生重量に換算して算出して、54万トンという仮の数字を置いております。これに非食用の海藻類の消費量、これは平成25から27年度の平均値を使ってありますが、これを加えまして、平成39年度の海藻類の消費量の目標は66万トンということで仮の数字を出してあります。

海藻類の自給率目標ということですが、12ページを御覧ください。

海藻類の生産量の目標、消費量の目標に基づきまして、つまり割り算をするということでございますが、新基本計画における平成39年度の海藻類の自給率目標は74%という数字を仮に出しているわけでございます。

以上、資料1について説明させていただきました。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました議題1、水産物の自給率目標について御審議いただきたいと思っております。

従来と同様に、何人かの方に御発言いただいた後、区切りまして、まとめて事務局から御回答いただくという形で進めたいと思っております。

また、御意見に関しましては、今後の事務局における検討の参考とさせていただくこととします。

できるだけ多くの皆様からの御意見をお伺いしたいと思いますので、御発言につきましては簡潔をお願いいたします。

それでは、おおむね30分から40分程度の時間をとりたいと思っております。御発言をお願いします。

平野委員、続きまして佐藤委員。

○平野委員 平野でございます。

大変単純な質問をさせていただきたいのですけれども、11ページの非食用の海藻類というのは具体的にどういうことで、どういう分野に使われているのかを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○馬場部会長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

今、日本に来る外国人が非常に増えた、2,000万人になったというニュースを聞きましたけれども、こういった方々が食べるものというのは、消費量の数字に入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか、お尋ねします。それから、こういった数字は、世界でもまとめ方が同じだと思いますのが、20年前だと300万人ぐらいしかいなかった訪日外国人が、2,000万人となると、単純に考えて5倍、6倍となるかと思えます。そういった数字について、なにか検証はされているのでしょうか。

一方で、日本人は昔は海外に出る人がほとんどいなかったのに、今は何千万人も出かけて行きますので、その分で相殺されると考えることになっているのでしょうか。その辺りは統計ではどのような取扱になっているのか教えていただければと思ひまして、御質問します。

○馬場部会長 ほかにはいかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

5ページについてですけれども、消費量増加分のイメージという図が非常にわかりやすい。これを見ると、意外と308グラムぐらい増やすのは、あっ、これぐらい。そんなに難しくないのかなと思えるのですけれども。

例えば、1カ月の献立のイメージみたいなのを、まあ、これは基本計画なので、こういう図を載せるというのは基本計画としてはふさわしくないとは思いますが、こういうものを1カ月食べると、これぐらいになりますよというのがあればいいのではないかなと思って、この図を拝見していました。

たしか私、この会議で伺ったと思うのですが、今、魚介類を1日とか1年とか、これぐらい食べたら良いという推奨値が無くなったのですか。もし、無くなったんだしたら、それも何か理由もあわせてお聞きした気がするんですが、もし載せてあるのですしたら載せてあるで、どれぐらいなのかを教えていただければと思います。それは、水産の分野からの考え方

と、それから健康を維持するためという考え方で、恐らく数字は決して一致はしていないのだろうと。かつては、たしかあったと思うのですが、それは一致はしていないとは思いますが、よろしくをお願いします。

○馬場部会長 では、浜田委員で、ここで一旦閉めたいと思います。

○浜田委員 浜田でございます。

私からは、2ページの水産物消費に関する課題のところについて意見を申し上げます。

消費者ニーズの変化への対応と、それから未利用魚の活用、それから世代別の傾向に基づいた対応が必要というところなのですが、全体を通して、今の水産業界の特に小売の部分で、もう何年も前からあります廃棄率の高さの問題についてというところが触れられておりません。消費者と直接かかわりが深い小売の部分での魚の廃棄率が高く、その廃棄率の部分が魚の価格に乘せられて販売しているがために、魚イコール高いというイメージを払拭し切れないという問題が非常に大きいと思いますし、その部分を解決していかなくは、広く多くたくさんの年代層に、魚はそもそもおいしくて、そして私たちの日本のもともである魚食文化に根づいている食べ物なので、もっと食べていきましょうという啓蒙にはつながっていかないのではないかと思います。やはり魚の価格を跳ね上げている廃棄率をいかに低くするかという部分についても考える必要があるかと思います。

例えばなのですが、魚の業界ではかなり有名ですので皆さん御存じかと思いますが、業界では角上魚類というところがありまして、かなり廃棄率が低いこと、それから5年前から店舗数は横ばいで変わっていないのですが、売り上げが37%の高い数値で伸びている会社でございます。その廃棄率については0.05%をずっと維持しています。

ですので、通常のスーパーでいいますと、大体普通に売れ残る魚、売れ残って廃棄されるものが5%程度で、店舗によっては魚の価格に8%程度の廃棄率の分を乗せた価格設定をしているところが多いです。

そうなりますと、ただでさえ8%の消費税を払っていて、さらに廃棄率の分が8%乗ってくると、消費者は単純に16%を魚の価格以外に払っているということになります。その部分をいかに解決するかということも今後の次世代への普及に大きく関わってくるところだと思いますので、その部分についても対策や、お考えに触れていただきたいと思います。

○馬場部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦区切りまして、御回答をお願いします。

○漁政部長 平野委員、佐藤委員、東村委員、浜田委員、御意見、御質問をどうもありがと

うございました。順次お答えしたいと思います。

まず非食用の海藻類でございますが、これは文字どおり食べないということですので、工業用でございます。寒天や増粘剤に使っているものなど、そういう食べない工業用のものがこれに該当いたします。

それから、外国人が来日しての日本国内での消費が消費に含まれているかということでございますが、これは当然消費に含まれております。

5ページの絵でございますが、非常にわかりやすいというお褒めの言葉を頂戴いたしました。どうもありがとうございます。1人1カ月当たり308グラム、より多く魚介類を食べるというイメージがこれだということでございますが、難しくないというふうに思われるという、これもポジティブなコメントをいただいたわけでございますが、308グラムという数字であっても、全員がこれを行わなければいけないというところにあわせて留意をしていただきたいと思っております。

推奨値についての御質問がございましたけれども、これは二、三年前まではありましたけれども、現在、それは出ておりません。

2ページについてでございますが、貴重な御意見をいただきました。どうもありがとうございます。ここに書いてあります消費に関する課題、それからその上側の生産に関する課題でございますが、これは網羅的に書いてあるものではございません。例示的に書いてあるものでございまして、こういった生産に関する課題を始めとして、各種の課題を解決することで実現可能となるような生産量の目標というものを定めようとしているわけです。

それから、消費に関する課題、ここにありますような課題を始めとする各種課題を解決することで実現可能となるような消費量の目標を定めようとしているわけです。これらの数値を割り算したものが自給率目標だということでございます。

いただきましたお話、小売の部分で廃棄率が高いこと、そして、それが価格に乘せられて価格が上がって、消費を減らす方向に働くこと、こういった問題を解決していくべきだという御指摘、ごもっともだと考えております。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 よろしいでしょうか。

では、引き続きまして、さらに御意見、御質問を伺いたいと思っております。どうぞお願いします。いかがでしょうか。

すみません、では時間がありますので、私からも一言。

5ページの先ほど東村委員の指摘された点で、確かに、全員がこれを達成するということ

も大変なのですけれども、実は自給率のために生産量、消費量の目標を出すということが必要だということを言われてこれを出しているわけなのですけれども、実はこの絵を見て、非常に卑近な話で申し訳ないのですけれども、サバ味噌とか、あるいは冷凍のアジフライ、塩鮭に相当な輸入品が入ってきているので、実はここが増えると、輸入が増えて自給率が下がるといことも考えておかないといけなくて、これは私いつもサバの味噌、サバ塩焼き、塩鮭にもっと国産が増やせないのかというような個人的な感想は持っています。

これは意見ですので、特に御回答の必要はありませんけれども。

ほかに御意見がなければ、次の議題に移ります。

中田特別委員、どうぞ。

○中田特別委員 今回の図の話なのですけれども、確かに図としてわかりやすいという東村委員の意見はその通りです。けれども、どこからこれだけ増やすかという起点を考えると、すう勢値である39年度目標にプラスですよ。すう勢値は、現在の実績よりも、むしろ少ないわけで下手すると、今食べているよりも、これだけ減るとい値になるわけですよ。

○漁政部長 そうです。すう勢値からの増分の意味です。

○中田特別委員 そうですよ。そこが誤解されないようにしてほしいです。私自身は目標値というのは気持ちとしては減らさない、おっしゃることは理解するけれど、できれば現在食べているものを維持するようなところを本当は示してほしいなと気持ちとしてはあります。すみません、科学的じゃなくて。

○漁政部長 中田特別委員、御意見をどうもありがとうございます。おっしゃるとおり、すう勢値からの引き上げで、1人1年当たり3.7キログラム、1カ月当たりになりますと308グラムがどういうイメージかということが、4ページにあります。すう勢値が落ちているということですので、これを上方にシフトさせるという意味で、現在の数値よりも高めるといことではない、ということでございます。

自給率目標の前提となります分母と分子、消費量目標、それから生産量目標、その考え方が先ほど御説明しましたとおりのものですから、その点は御理解いただければと思います。どうもありがとうございました。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

大森委員、お願いします。

○大森委員 まさに今の御意見のとおりで、先ほど馬場部会長もおっしゃられたとおり、2ページ目のところに水産物消費に関する課題のところ、「特に、現在は輸入品で対応して

いるニーズに対し、国産品で応えるための取り組み」というのを強調して位置づけていただいていますので、すう勢が減っていく中で、自給力として国産のもの、我が国の水産物で消費に対応していくことを進めていただくようお願いしたいと思います。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員お願いします。

○佐藤委員 先ほど質問させていただいたことの続きですが、この数字だけで考えれば、日本人だけではなくて、日本に来ている外国人も旅の間は国内消費者であるとなりますね。そうすると、そういう人たちに対する魚食の啓蒙・普及も水産消費の数字を上げるという意味では、作戦としてあり得るのではないのでしょうか。いわゆる水産物消費に関する課題というのが、訪日外国人も対象にするのが適当かどうかは判断が分かれることかもしれませんが、観光業も含めたサービス業全般の方たちへ水産物消費の働きかけを行うことは、数字を上げるための1つの方策として考え得るのではないのでしょうか。このお正月、ニュースを聞いて思った次第です。

今すぐ、ここに対策を、ということではないのですけれども、2,000万人となれば、1週間の滞在としても大きな数字ではないかと思ひまして、意見を申し上げます。

以上です。

○馬場部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これ私が回答するわけではないのですけれども、佐藤委員の先ほどのお言葉の、私も養殖業の輸出推進の協議会で議論しているときに、インバウンド客に国産水産物をどんどん食べさせて、それが母国に帰ったときに日本の国産水産物輸出につながるよという、そういう戦略も必要だなという議論は出ていました。ただ、そういう取り組みがなかなかできてはいないということなのですけれども、恐らく実際は外国の方がすぐ手をつけるのは、残念ながら輸入のサーモンなのですが、そのあたりはどういうふうに取り組むかというのは飲食業界も含めてだと思ひますけれども、ちょっと感想です。

よろしいでしょうか。

浜田委員お願いします。

○浜田委員 今の御意見に対して私からの情報の御提供という形になるのですけれども、年始めに観光業界の集まりがありまして、大きなリゾートホテルですとかリゾート観光業です。日本各地の関係者の会合で発表されたことなのですけれども、そこで再確認されたことは、外国人観光客が2,000万人を突破して、2020年、2026年あたりに向けて4,000万人を見越して

いるというデータが出ていますが、数字でいいますと、2,000万人の規模でも外国人観光客が日本で消費していく額というのは大体2兆円です。一方で、日本人が日本国内を旅行して消費する市場は20兆円。団塊世代が退職して時間のゆとりができて、ますます20兆円を超えて増えているというところで、観光業界は外国人観光客は確かに増えるけれども、あくまでも日本人に対してのアプローチを大切にしなければいけないということで年頭の確認を業界ではされています。そのあたり、外国人に対して期待をするということも確かなのですが、あくまで大切にしないではいけないのは、20兆円を超える規模でお金を落としている国内の日本人の観光客に向けてのアプローチをしっかりしていくということではないかと思っておりますので、そこで魚のおいしさを、日本人ならではのおいしさを再確認していただくというアプローチは忘れてはいけないと思っております。

○馬場部会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題1を一旦ここで閉めまして、次の議題2に移りたいと思います。

「今までの審議における議論の整理」ということで、資料2の説明をお願いします。

○漁政部長 引き続き説明を行いたいと思います。資料2を御覧ください。これまでの水政審企画部会の審議における議論の整理でございます。

1枚進めていただきたいと思います。

水政審企画部会では、御承知のとおり、6月以降、月1回、テーマごとに審議を行ってきたわけですが、各テーマについて、この表の左側に水産庁から資料を提示して考え方を説明してきました内容を、他方、右側に企画部会の委員、特別委員の方々からいただいた意見を整理しております。主なものを紹介させていただきたいと思います。

これまでにいただきました御意見、ここに整理してあるものが主なものでございますが、これを参考にしまして、そしてまた本日、先ほどいただきました御意見も参考にいたしまして、今後新基本計画の骨子案を作成していきたいと考えております。

1ページでございますが、我が国の資源管理についてでございます。

水産庁からの提示の内容でございますが、適切な資源管理の基礎となる資源評価の精度向上、資源評価に対する漁業者の理解の醸成を図ると示しております。

資源管理の今後の方向性でございますが、漁業者や漁船ごとに漁獲枠を割り当てる個別漁獲割当、IQの活用など、数量管理の充実、持続的な利用や資源の豊度を高めるため、広域的な取り組みを行う資源管理体制を構築するとしております。

資源管理ルールの遵守の担保、取り締まり体制の強化でございます。

こういったことに対しまして、委員、特別委員会の方々からいただいた御意見でございますが、右側の欄ですけれども、資源評価の精度向上については、気候変動や水環境の影響も分析する必要があるのではないかとといった内容、また魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存管理を行いますTAC管理においては、業界団体の役割が重要であるといった内容、IQについては、流通や国際市場の側面も含めて評価すべきといったこと、資源管理が漁村や地域の産業振興にどんなメリットをもたらすのかをアピールすべきだといった御意見、密漁対策として、販売・流通の指導を含め行うべきといった内容でございます。

2ページをお願いいたします。

国際的な資源管理についてでございますが、水産庁から提示いたしました論点といたしましては、公海域等における資源管理、地域漁業管理機関におけるリーダーシップの発揮、それから違法・無報告・無規制漁業、いわゆるIUU漁業の撲滅への貢献といった内容でございます。

また、周辺国との連携・協力による資源管理、保存管理措置や操業ルール等の適切な設定と、その遵守の徹底、また日韓・日中につきましましては、適切な資源管理や操業機会の確保といった内容を提示しております。

捕鯨でございますが、捕鯨調査の実施による商業捕鯨の早期再開を目指すという内容、それから我が国の立場の理解の拡大に引き続き取り組むといったことでございます。

こういったことに対しまして、委員、特別委員の方々からは、次のような御意見をいただいております。

右側を御覧いただきたいのですが、国際的な資源管理の結果、ミナミマグロのような資源量が回復し、漁獲枠が増えている事例を強調すべきであるといったことや捕鯨において科学的な根拠に基づく持続的な利用が否定されれば、他の魚種でも同様な動きが広がるおそれがあることを明示すべきだといった内容でございます。

3ページをお願いいたします。

漁場環境保全、生態系維持についてでございます。

水産庁から提示いたしましたポイントでございますが、藻場・干潟の保全、藻場・干潟の造成等のハード対策と保全活動等のソフト対策が一体となった広域的な対策を推進するといった内容、生物多様性に配慮した漁業として、サメ類の漁業管理機関による保存管理、ウミガメの混獲回避技術の開発・普及といった内容でございます。

有害生物による漁業被害防止についてでございますが、被害対策の効率性を高める手法の

開発・実証を推進することでございます。

こういった内容に対しまして、委員、特別委員の方々からは、海のみでなく河川、森林と総合的に考えるべきだという御意見、環境保護と漁業は相反しないという思想を一貫すべきだという御意見をいただいております。

4ページをお願いいたします。

競争力のある漁業経営体の育成、担い手についてでございますが、水産庁から提示いたしましたポイントとしては、担い手に経営の育成に関する施策を重点化することで効率的かつ安定的な漁業経営体が漁業生産の大宗を占め、資源を管理し、将来にわたって効率的に利用し得る漁業構造を達成するということ。

施策の重点化に当たっては、多面的機能や集落維持機能を考慮し、重点化すべき施策とそうでない施策に整理をする、こういうことをお示したわけでございます。

新規就業者の育成・確保についてでございますが、被雇用者として就業する者にあつては、担い手たる経営体に就業する者に対し、また自営・独立者として就業する者にあつては、地域が担い手として育成しようとする者に対して支援をするということでございます。

こういったことに対して、審議会の委員、特別委員会の方々からは、35歳以上55歳未満の年代の流出に歯止めをかけるためにも、担い手たる層に焦点を当てて施策を行う、担い手に施策を重点化すべき、地域を支えるの方々に対する地域政策と、生産の中核を担う競争力のある経営体の育成という観点での施策の重点化を明確に分けて推進していくべきだと、こういった御意見をいただいております。

新規就業者の育成・確保についてでございますが、就業者の就業形態を分けて考えるべきだという御意見をいただいているところでございます。

5ページをお願いいたします。

沿岸、沖合、遠洋、内水面、養殖業の方向性についてでございますが、水産庁からの提示のポイントとしては、まず沿岸漁業でございますが、浜プラン、広域浜プランを通じ、持続的・安定的な経営を実現していく、沖合漁業については漁船漁業構造改革を引き続き推進するということ、遠洋漁業については公海、外国排他的経済水域における漁場の確保、また乗組員の安定的な確保・育成といったことを提示させていただいております。

こういったことに対して、委員、特別委員の方々からは、沿岸漁業では小規模な漁業者が多数存在することも価値あることであり、評価すべきだという御意見、また日本周辺水域で操業する外国漁船との競合についての対応策を検討すべきだといった御意見をいただい

るところでございます。

6ページをお願いいたします。

内水面漁業でございますが、ニホンウナギの人工種苗の大量生産の早期実用化などの振興を図るといったことを提示させていただいております。

養殖業でございますが、天然種苗から人工種苗への転換といった内容、それから栽培漁業、さけ・ますふ化放流事業についてでございますが、新たな栽培漁業対象種の技術開発、また、さけ・ますふ化放流事業について回帰率の向上と環境変化に対応した放流手法の開発といった点を提示させていただいております。

これに対しまして、委員、特別委員の方々からは、内水面の重要性にもっと目を向けるべきであるといった御意見、真珠養殖、関連産業の振興に関して、課題、方向性を盛り込んでほしいといったこと、母貝不足が喫緊の課題であるといった御意見をいただいております。

魚類養殖の経営についてでございますが、零細な経営体の整理と残存経営体の規模化がスムーズに行われるよう政策で支援してもらいたいといった御意見をいただいております。

8ページをお願いいたします。

加工・流通・消費・輸出についてでございます。

水産庁からの提示のポイントでございますが、加工・流通・消費に関してですけれども、各地域のニーズに応じ、多様な消費者を想定して取り組む必要があるといったこと、魚食普及、産地の水産物に関する情報の的確な伝達、それから漁業者、水産加工業者、流通業者等が創意工夫を発揮しつつ、漁獲物の品質管理、未利用魚の有効活用、新たな商品開発や販路開拓などに取り組む必要があるといったこと、品質・衛生管理体制の強化、新技術・生産体制の導入、産地市場の強化、多様な流通ルートの構築といった内容を示しております。漁業者自らのマーケットインの発想に基づく取り組みなどにより、漁獲物の付加価値向上と手取りの確保を図ることが重要であるといった点も提示させていただいております。

輸出についてでございますが、農林水産業の輸出力強化戦略に基づきまして、我が国水産物の一層の輸出拡大に取り組むということ、具体的には、国内生産体制の整備、PR活動による市場拡大、HACCP対応といった輸出先国の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備を進めるということをポイントとして提示させていただいております。

こういったことに対しまして、委員、特別委員の皆様方からは、消費者ニーズへの対応や消費者への情報提供に関しては小売や外食の役割も重要であるといった御意見、市場と市場外のバランスある水産物流通が必要で、卸売市場の機能をしっかり評価すべきだといった御

意見をいただいております。

流通の多様化に関連し、自らの知恵と努力でやることを推進するのか、それとも国が戦略を打ち出すのかを明確にすべきだという御意見もいただいております。

国内消費の確保を前提に輸出の展開を図るべきだという御意見もございました。

9ページをお願いいたします。

地域の活性化についてでございます。

水産庁から提示させていただきました内容として、まず浜プランによる地方創生の推進に関してでございますが、浜プラン、各地の取組事例の紹介を行い、取組のレビュー、見直し、それから学校給食・観光などの新たな取組の追加に関する検討を促す必要があるといった内容。第1期目の効果・成果を検証した上で第2期目以降も更なる取組を行う必要があるといったこと。広域浜プランについてですが、浜の機能再編等に係る取組の成果・効果を検証し、引き続き水産業の競争力強化に取り組む必要があるといった内容を提示させていただいております。

多面的機能の発揮についてでございますが、活動のPRや活動と合わせた教育・学習の取組を通じて、一層の国民理解の増進と横展開を実施していくべきだといったことを提示させていただいております。

こういったことに対しまして、委員、特別委員の方々からは、浜プランや広域浜プランが長期的に続くことが読み取れるよう、そういう内容にしてもらいたいといった御意見、それから浜の活動を牽引する人材育成も考える必要があるという御意見、国として責任を持って支援するという位置づけが必要なんじゃないかといったような内容、漁村に人々が生活して水産業が継続して営まれることが多面的機能を有しているとの基本に立ち返って施策を検討する必要があるといった御意見をいただきました。

10ページをお願いいたします。

水産庁から提示いたしましたポイントとしまして、漁港等の総合的整備に関してですけれども、広域浜プラン等と連携し、産地市場や荷さばき所の再編・集約、共同利用施設の再編、養殖等の生産拠点漁港の整備の充実、漁港の役割分担の明確化と機能の再編・集約について提示をさせていただきました。輸出促進に向けて輸出ポテンシャルの高い漁港での高度衛生管理対策強化、共同利用施設の一体的整備、HACCP取得のための技術支援ソフト対策との連携といった内容についてもお示しをさせていただきました。

豊かな生態系の創造と海域の生産力向上について、広域的な衰退要因の把握、効果的な藻

場・干潟の回復対策といった内容についても提示をさせていただいております。

漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出について、安全で住みやすい漁村づくり、高齢者や女性の活躍を支える漁村づくり、インフラ長寿命化対策の計画的推進といった内容についても提示をさせていただいております。

こういったことに対しまして、委員、特別委員の方々からは、藻場・干潟と同様に砂場も重要であるといったような御意見、漁港ストックの最大限の活用について広域種を生産し、漁港で中間育成をして、大規模に放流する施策も検討すべきだという御意見、インフラ長寿命化対策について、長期的視野による予防保全的な対策を盛り込んだ計画的な維持管理・更新を推進すると、それから、状況の変化にあわせて見直す仕組みも必要だといった御意見もいただいたところでございます。

11ページをお願いいたします。

安全対策の強化でございます。

水産庁から提示いたしましたポイントとしては、A I Sについて関係省庁と連携して普及促進のための周知啓発活動を行うということ、低利融資制度資金の活用により利用促進を図るといった内容をお示しさせていただいております。

漁船の安全対策技術の実証試験等を支援し、事故防止に向けた技術面からサポートしていくといった内容も御紹介させていただいております。

漁業現場に応じたライフジャケットの選定方法を漁業者等に提案し、着用率の向上を図るといった内容についても提示させていただいております。

こういったことに対して、委員、特別委員の方々からは、A I Sの普及について、金融支援以外の支援措置も検討すべきだといった御意見、ライフジャケットの普及を推進し、着用率の上昇を図るべきだという御意見をいただきました。

12ページをお願いいたします。

東日本大震災からの復興についてでございます。

私どもから提示させていただきましたポイントでございますが、早期復旧・復興を図るため、漁港、共同利用施設、漁船等の復旧、漁場の瓦れき処理などを引き続き推進すること、それから種苗生産体制が整うまでの間、引き続き放流種苗の確保を支援するといった内容を提示させていただいております。

水産加工業の復興についてですが、販路回復や新規開拓等に向けて水産加工・流通の専門家による個別指導やセミナー等の開催、加工機器の整備等を支援していくといった内容を御

紹介させていただいております。

原発事故の影響の克服についてでございますが、放射性物質モニタリング及び水生生物中の放射性物質の挙動とその要因の解明等を実施し、科学的・客観的な根拠に基づく出荷制限の解除を着実に進めるといったことも提示させていただいております。

福島県や福島県漁連と連携して、試験操業の拡大など本格的な操業再開に向けた取り組みを支援するといった内容も含まれております。

こういったことに対しまして、委員、特別委員の方々からは、国が最大限、風評被害の払拭に努めるということ盛り込んで、原発事故被害者に対して勇気づけるような文言を入れるべきではないかといったような御意見などをいただいているところでございます。

13ページをお願いいたします。

自給率目標についてでございますが、水産庁から提示させていただきましたポイントですけれども、魚介類については平成39年度における魚介類の生産量・消費量の見通しについて、すう勢に基づく生産量は411万トンまで減少、生産者の努力と政策的取組が必要であること、また、食用魚介類の1人1年当たり消費量は42.7キログラムとなり、ピーク時の約6割まで減少すること、消費拡大の取組とその推進方策が必要だといった内容を御紹介させていただきました。

海藻類についてですけれども、平成39年度における海藻類の生産量、消費量の見通しですが、すう勢に基づく生産量は40万トンまで減少すること、生産者の努力と政策的取組が必要だということ、他方、食用海藻類の1人1年当たりの消費量、乾燥重量ベースですけれども、これは0.8キログラムとなって、ピーク時の半分程度まで減少すること、消費拡大の取組と、その推進方策が必要だといったことを御説明申し上げたところでございます。

こういったことに対しまして、委員、特別委員の皆様方からは、水産物を食べる頻度を増やす下地はあるので、1人1年当たり消費量を上げた上で自給率を上げる施策を考えるべきだといった御意見、また魚介類の食べ方の提案が不足していて、使い方も含めたおいしい食べ方の啓蒙が必要であるといった御意見をいただいたところでございます。

14ページをお願いいたします。

漁協系統組織の再編整備等についてですが、水産庁からは次のような内容を提示させていただきました。浜プラン等の新たな取り組みが地域で進められている中、漁協によるこうした取組のサポートを推進していくということ、県域ごとの実情に応じた漁協系統組織の合併、信用事業の信漁連への譲渡を含む健全化、欠損金の解消など、漁協の経営・事業基盤の強化

の改革を引き続き推進していくといったこと。

こういったことに対しまして、委員、特別委員の方々からは、次のような御意見をいただいております。漁協系統組織の信用事業については、漁協と信漁連との連携、それから信漁連への信用事業譲渡によって実施しているという、そういう実態があるので、表現ぶりについては工夫が必要なのではないかといった御意見でございます。

資源管理上、漁協は重要であり、資源管理についてももしっかりこの脈略で触れる必要があるといった御意見でございます。

15ページをお願いいたします。

調査・研究・技術開発についてですが、水産庁から提示いたしましたポイントですけれども、資源管理・資源評価の高度化に資する研究開発については、例えば、新たな解析手法の導入により、資源評価の精度向上を図るとともに、生態学的特性にも配慮した資源管理手法の高度化が必要であるといった内容。漁業・養殖業の競争力強化に資する研究開発についてでございますが、ICT、ロボット、AIなどの新技術を活用した操業の省エネ化、省力化、低コスト化、効率化等の研究開発を行っていくということ、耐病性や高成長などの望ましい形質を持つ優良品種を得るための育種研究の推進、クロマグロ、ニホンウナギの人工種苗量産技術の開発といったことをお示したところでございます。

漁場環境の保全・修復、インフラ施設の防災化・長寿命化に資する研究開発についてでございますが、藻場の消失の原因究明と修復につながる基礎的知見を得るといったこと、それから干潟の生態系を悪化させる要因を特定し、効果的に生産力を向上させる技術を開発していくといった内容が含まれております。

こういった内容に対しまして、委員、特別委員の方々からは、日本の資源管理手法は十分科学的であって、研究の方向として実際の管理まで踏み込むべきではないかといった御意見、それから漁獲した後の処理の部分についてもロボットなどを使った技術が必要ではないかという御意見、藻場の修復につながる研究開発まで踏み込む必要があるといった御意見をいただきました。

16ページをお願いいたします。

水産庁から提示しましたポイントといたしまして、水産物の安全確保、加工・流通の効率化に資する研究開発に関してでございますが、鮮度を維持しつつ、簡便・迅速に長距離輸送する技術、高品質のまま流通させる新規の鮮度保持技術、品質評価技術の開発を行っていくといった内容、魚介類の価値を決定する重要な品質、つまり脂質含有量ですとか鮮度ですと

か、こういったものを非破壊分析し、品質の高い水産物を選別する技術を開発していくといった内容、水産物の安全・安心に資するため、原料・原産地判別技術の高度化を推進していくといった内容を含んでいるわけでございます。

こういった内容に対しまして、委員、特別委員の方々からは、鮮度保持技術は末端の小売業でも必要ではないかといった御意見、おいしさも含めて品質を評価・選別する技術が重要であるといったような御意見をいただきました。

冒頭にお話しいたしましたように、こういった形でこれまで6月以降、テーマごとの審議の中で委員、特別委員の方々からいただきました御意見を参考にしまして、そしてまた先ほどの御審議の際にいただきました御意見も参考にいたしまして新基本計画の骨子案を作成していきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○馬場部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、議題2について審議に入りたいと思います。御意見、御質問がありましたらお願いします。

若狭特別委員、お願いします。

○若狭特別委員 資料の5ページ目の遠洋漁業と審議会における主な意見というところの一番最後の船籍サスペンドの件について、また重ねて意見を述べさせていただきたいと思いません。

水産基本計画の議論も取りまとめの段階に来ており、同計画が将来の水産政策のあり方の方向性を打ち出すものと理解しております。これまでの水産物の供給、国際社会における日本としての権益確保に努めてきた水産日本の重要な柱の一つである遠洋漁業をこのまま消滅させてよいとは誰も思っていないと思っております。

先に遠洋漁業対策として船籍サスペンドの検討等をお願いしましたが、遠洋漁業の場合は、変化する国際社会環境に適応した対策が必要不可欠であり、従前の制度の基だけの対応策では将来対策としては不十分であると思料しております。

漁船を保持し運用することは、日本の水産業としての国益でもあり、特に遠洋漁業におきましては、諸外国の200海里水域での操業の機会の確保・利用が再度検討されるべきであると考えます。

このためには、基本計画の遠洋漁業対策として沿岸国の諸制度を活用した入漁の実現を図れるような制度的な工夫が必要不可欠であり、前回、私は船籍サスペンド制度の検討に言及

しましたが、水産政策として、そのための検討をさらに続けることがぜひ必要であると考えます。

最後になりますが、遠洋漁業政策として沿岸国の諸制度を活用した入漁の実現が図れるような制度的工夫の検討を基本計画の中にぜひ組み入れていただきたいと思います。

以上です。

○馬場部会長 ほかに御意見や質問はいかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

今、若狭特別委員が言われたことは、先に資料をいただきまして拝見したときから大切なことだと考えておりました。そして去年の秋に静岡県清水市の国際水産資源研究所を見学させていただき、そこでお話を伺ったのを思い出しました。現在、国際漁業について、いかに会議が多く、かつ内容が細やかであり、その内容がどんどん変わってきているということを目の当たりにさせていただき、大変なことだと思った次第です。行政側と科学者側が一緒になって会議に臨むそうですが、マグロについての会議にしてもマグロの種類ごと、海域ごとに会議があり、そこに人が張りついて会議をフォローする、いずれの会議も英語で、という状況に対応していくのに、今本当に皆さん方が目いっぱいやっけていらっしゃると思いました。こうした状況に対して、先ほど若狭特別委員が言われた制度的工夫の中に、組織としていかに国際漁業に取り組んでいくかということが入りませんか。もう少し全体として国際漁業に対してボリュームをもって、この水産基本計画に書かれてよ良いのではないかと思います。

200海里時代以降、日本の船の数がどんどん減ってきている、ということは、先程の若狭特別委員の書類にありました。それだけ減ってはきているけれども、合弁という形で日本が関わっているケースもございます。例えば今、日本に来ている魚、輸入魚とされている魚も、かつては日本の水産会社が扱っていたものが合弁の結果、輸入魚扱いになっているというものも沢山あると伺っております。日本の船そのものは減ってきているけれども、日本が関わる魚は沢山入ってきています。

そうした合弁で獲られた魚は、日本人が漁獲に関わっていない輸入魚と区別できないものかと思っておりますが、それを別の枠組みにすることは急には出来ないことと思います。

今、あらためて日本の国際漁業が大変重要であると思えます。ましてや、世界のルールがどんどん変わっている、沿岸国がどんどん主張を強めている中で、日本がどういう取り組みをしていくかということについて、組織としてどう取り組んでいくかということが何かもう

少し強い文言で書かれることと、それから今若狭特別委員が言われたような制度的工夫の検討というのは、ぜひとも入れていただきたいと私も思います。

以上です。

○馬場部会長 ほかに。大森委員お願いします。

○大森委員 議論の整理をしていただきまして、ありがとうございます。

次期の水産基本計画、今、生産額も復調して、それから若手の漁業者の増加というような、まさに水産日本の復活に向けたターニングポイントを迎えていると認識しています。

水産業の構造改革に向けて、この水産基本計画が国の施策によって、漁業者自らの取り組みを後押ししていただき、水産日本の復活を前倒しできるような具体的なものとなるようにお願いいたします。

そういった面で、特に重点課題としていただきたいという点を4点、それから今日「議論の整理」の中の主な意見で言及されなかった部分について3点あえて言わせていただきたいと思います。

まず、重点課題4点でありますけれども、1つ目は、生産政策の重点化による中核的担い手の確保・育成、2つ目が企業参入の促進とさらなる連携を通じた漁業の多角的発展、3つ目が流通確保に係る新たな技術の積極的導入等を通じた国内消費の拡大と輸出の促進、4点目が国民の生命・財産の保全に貢献している漁業・漁村の国境監視機能等の国による位置づけということであります。

これは、それぞれこの4点、盛り込まれているわけですが、特にお願いをしたいということでもあります。

なお、4点目の漁業・漁村の国境監視機能について若干説明をさせていただきたいと思えます。

我が国の国土面積というのは世界の61位でありますけれども、海の広さについては世界第6位と、こういう広大なものを持っている。全国津々浦々には、約6,300の漁村集落が存在していると。また、海岸線が3万5,300キロメートルということですから、5.6キロメートルごとに漁村集落が立地していることとなります。

また、漁船数は25万3,000隻ということで、これを3万5,300キロメートルの海岸線に並べますと、約140メートルに1隻の漁船が並ぶわけです。

これらのデータが我が国の周辺には広大な監視のネットワークを形成しているということの意味しているわけです。このネットワークによって、海難の救済、国境監視、災害時の救

済活動、または海域環境のモニタリング等が行われて、国民の生命・財産の保全に貢献していると言えるということでもあります。

世界で5番目に長い海岸線と世界で6番目に広い排他的経済水域を抱える我が国は、防衛の最前線である海が非常に広大であるという特殊な事情を抱えていると言えるのではないのでしょうか。

陸上の犯罪等というのは、一般国民によっても監視をされているわけですが、海上での監視、また発見というのは、漁業者や漁村の人々による以外はほとんど考えられないのではないかということでもあります。

そういった意味で、漁村・漁業の有する国境監視のネットワークというのは、我が国の海岸線の至るところに住んで、定住している、こういった人たちによって成り立っているわけです。

国民の生命・財産保全、つまり第二国防機能というものを漁業・漁村が果たしている。このことは国民の公的費用の負担の軽減にも寄与していると考えております。

安全でおいしい水産物を提供するというだけでなく、漁業・漁村というのは、こういう機能を発揮していることで、国民に大きな波及効果をもたらしているという位置づけを国民の方々に深く認知していただくような取り組みを基本計画の中で明確にさせていただきたいというのが4点目の趣旨でございます。

また、個別の意見としては、資料の6ページのところの一番下のほうですけれども、悪化しておりますシロザケの回帰率というか、特に昨年は深刻な状況でありました。この回帰率を向上させるための原因究明をさらに進めていただき、具体的な対応策等を打っていただくことが必要なわけではありますが、そういった意味でこの基本計画の中で、それを現実性のあるものとしてさらに進めていただくために、回帰率の具体的な数値目標を設けていただきたいと思います。

また、2点目は、2ページの国際的資源管理の推進のところでもありますけれども、ここもこの部会の中で何度も言わせていただいておりますけれども、赤道域の諸外国の大量漁獲によりカツオ資源の悪化、このことについての国際的な協調というものをさらに推進していただく取組を位置づけていただきたいと思いますということでもあります。

最後に、これも何度も言っつこいと言われるかもしれませんが、海岸域の生産性の向上というのは、漁場環境の整備、それから大規模な種苗放流、そして適切な資源管理、この3つが三位一体となって実現すると考えておりますので、このそれぞれが横串がしっか

り通った政策として次期基本計画の中で取り組んでいけるようお願いをしたいということ
であります。

○馬場部会長 今まで3名の方から御意見、御質問いただいていますので、一旦ここで御回
答できることがありましたらお願いします。

○漁政部長 それでは、大森委員からいただきました重点課題4点についてコメントさせて
いただきたいと思います。

まず、生産政策の重点化による中核的担い手の確保・育成に関してですが、これは思い起
こしていただきたいのですが、昨年8月の企画部会のテーマでございました。御案内のとおり、
高齢かつ零細な漁業者の割合が大きくなっているというのが現状でございます。そうい
った中で、担い手に対して施策を徐々に重点化する必要があるのではないかという問題提起
を各種数値を御紹介させていただきながら御説明をさせていただいたことを思い起こして
いただきたいと思います。

繰り返しになって恐縮でございますが、施策の重点化によって担い手の育成・確保をする
ということです。これは2013年漁業センサスの数字ですが、全体の漁業経営体が9.5万経営
体ある中で、2.2万経営体が個人・法人を含めて「ぎよさい」「積立ふらす」、つまり資源管
理・漁場改善計画を定めて、そして「ぎよさい」「積立ふらす」に加入をして取り組んでい
ると、こういう漁業経営体であるわけですが、もっとも、そういう2万2,000経営体
といっても固定化されたものではありません、リタイアしていく経営体もあれば、新たに入
ってくる経営体もあって、新陳代謝がもちろんあるわけですが、そういったことを前
提にした数値でございますが、そういった担い手を経営に関する施策の重点化によって確
保・育成をして、そして、その担い手たる漁業経営体が漁業生産の大部分を担っていくよう
にしていうということです。現在は、2.2万経営体が全体9.5万経営体に対して資源の利用量
ということであれば7割ぐらいしかありませんので、これをもう少し上げていく、9割まで
上げていく、大部分を担うようにしていく、そして、その他の経営体は漁業技術の指導や漁
具のメンテナンスなど、さまざまな活動の場を通じて担い手たる漁業経営体を支える形で漁
業にかかわっていくことで水産業全体として資源をより効果的に、効率的に活用する、また、
その他の関係者もさまざまな活動を通じて多面的機能の発揮ですとか、漁村コミュニティの
維持ですとかが引き続き図られるような、そういう漁業構造を構築していくことが目指すべ
き姿ではないか、そういうイメージではないかと問題提起をさせていただいたところでござ
います。

これも繰り返しになりますけれども、担い手への施策の重点化に当たっては、我が国の水産物の多様性を維持する形で安定供給を達成するために多種多様な漁業、養殖業の実情を踏まえた形で進めていくことが必要であることはもちろんのこと、漁業の持つ多面的機能、あるいは集落維持機能を考慮して、重点化すべき経営に関する施策と、そうでない地域的な施策を峻別する必要があるであろうと、現場の理解をしっかりと得ながら徐々に担い手への施策を、経営に関する施策ですけれども、重点化していくということが重要であると考えております。

基本的に委員、特別委員の方々からは賛同していただけているのではないかと考えておりまして、新基本計画にこういった内容を反映させていきたいと思っています。

それから、第2点目の企業参入の促進とさらなる連携を通じた漁業の多角的発展ということですが、浜プランなどの推進によりまして、漁業者が中心となって漁村の有する資源を最大限活用して、そして所得の向上を図っていく、そういう取り組みの中で企業が有している技術、資本、人材というものが必要だという場合があるわけがございます。逆に、企業サイドから見ても、自らの持つ経営の資産ですとか、漁村の資源を組み合わせることによって、新たなビジネス創出の可能性があるということで参入のメリットもあるわけがございます。現時点では、参入企業は一部のみに限られているというのが現実でございます。

私どもとして、企業の参入を図るためにマッチングの仕組みを充実させる、そして推進していくことや、実際に企業が漁業に長期的な投資を行って参入をしていくということの各種の障害、制度面も含めてですが、そういったことについて検討・検証して、そして必要な施策に反映していくべきかと考えております。

それから、3点目でございます。流通・加工に係る新たな技術の積極的導入を通じた消費の拡大、輸出の促進ということですが、これは昨年10月の企画部会のテーマでございました。私のほうから消費者ニーズ等に応じた水産物を供給するためには、関係事業者が創意工夫を発揮しつつ、みずから、または相互に連携して漁獲物の品質管理ですとか、未利用魚の有効活用ですとか、新たな商品開発、販路開拓などに取り組む必要があるといったことをコメントさせていただき、御審議をいただいたところでございます。

それから、新たな商品開発、あるいは販路開拓などに取り組む際に、新たな技術・生産体制の導入などによって事業基盤の強化と流通の合理化・改善を進めることが、また課題ではないかといった論点整理もさせていただいているところでございます。消費の拡大と輸出の促進を進めるに当たって、こういった点も留意しながら、新基本計画に反映させていきたい

と思っております。

それから第4点、国民の生命・財産の保全に貢献している漁業・漁村の国境監視機能等の位置づけについてでございますが、漁業者による国境監視ですとか海難救助、これは国民の生命・財産の保全といった重要な役割を担っているという認識は一致しているのではないかと思います。このような国民の生命・財産の保全のために漁業者などが行う国境監視、海難救助といった水産業、漁村の持つ多面的機能発揮の取り組みに支援を行っているところでございます。

事業名を出して恐縮でございますが、水産多面的機能発揮対策事業などによって、取り組みに対する支援を継続していきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長の伊佐でございます。

大森委員からシロザケの具体的数値目標を基本計画に盛り込むべきという御意見をいただきました。

委員の言われるとおり、今漁期の秋サケ漁につきましては、ほぼ終了したわけでございますが、平成に入ってから最も悪い数値ということで深刻に受けとめてございます。

原因究明と具体的な対応につきましては、平成29年度の予算案におきましても、新たに後期資源に着目した資源造成の実証事業、これを計上しているところでございますが、現実性のある具体的数値目標、これにつきましてはどのような書き方ができるか至急検討してまいりたいと思います。

○漁業調整課長 漁業調整課長の黒萩でございます。

若狭特別委員からございました船籍サスペンドに関する外国漁場の確保についてでございます。

昭和52年の200海里施行以来、当初は単純に入漁料を払って、当該国の漁獲枠を利用するという形態から沿岸国が自国の資源については自国で活用するという方向になってきてまして、その流れに沿った形で日本の遠洋漁船も対応してきたというわけでございます。

具体的には、沿岸国の法人に割り当てられた漁獲枠を日本の遠洋漁船と合意して、その法人がチャーターする形、通称、形式用船と言っておりますが、沿岸国の漁獲枠を使うという形で入漁しておりましたが、これが沿岸国の事情によりまして、自国国籍船にしか使用させないというような制度変更が行われてきているという実情にございます。

遠洋底びき網漁業のように沿岸国水域の中だけで周年操業するような形態のものにつつま

しては、先ほども佐藤委員からございましたとおり、沿岸国に転籍して、転籍した形で、それを輸入するというような形に、考え方によって変わってきたということもございますが、200海里の内外を行き来するような資源を利用している漁業につきましては、チャーター方式が認められないと入漁が困難になって排除されているというようなことが最近散見されるような状況になっております。

そういったことを踏まえましての若狭特別委員の御指摘と理解しております。

船籍サスペンド方式というのは、船籍を日本に残したまま休眠させた形で沿岸国に船籍を移転する。二重国籍のように見えるところがございますが、これが有識者によりますと決して二重国籍ではないと。そういった形での入漁というのも可能なんだというような見解がございます。

現在、役所、業界、有識者等によって勉強会を開始しております。ただし、まだまだ知見が足りないところがございますので、諸外国の状況の調査をしたりして、根本的な法律が国土交通省所管の船舶法でございますので、そういったことをどういうふうにして持ちかけていくことができるかということを実利的な意味で検討していかなければならない状況になっていると考えております。

先ほどございましたような沿岸国の諸制度の活用といいますか、運用の変化、そういったものに対応した国内制度の工夫・検討ということについては、遠洋漁業を維持していくためには必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○国際課長 国際課長の黒川でございます。

関連して、加えて、佐藤委員のほうから国際的な協議・交渉についての体制といいますか、組織としていかに取り組んでいくのかということろまできちんと目を配って記入すべきという御指摘がございました。担当として、そういうところにまで目を向けていただくことに非常に心強いと思っております。基本計画の中でも基本的な方向性に加えて、どのような形で科学者との連携なども含めて取り組んでいくかということは示させていただきたいと思っております。

大森委員のほうから、重ねてカツオに関する御意見ございました。従前から御指摘いただいて、我々も重く受けとめていますので、そういったものも盛り込む方向で今検討させていただいております。

以上でございます。

○資源管理部審議官 資源管理部審議官の太田でございます。

カツオの件に関しまして補足させていただきたいのですけれども、必ずしも状況をよく御存じない方もいらっしゃると思いますので、何が問題かということをもまず説明いたしますと、近年、日本の沿岸部に回遊するカツオの量が非常に減っていて、沿岸の漁業者は非常に困っているという事実がありまして、我々としては、その理由は熱帯域でまき網船を中心としてカツオを獲り過ぎているのではないかと考えているわけです。

ただ、それにつきましては2つ仮説があって、1つは我々の言う熱帯域でとり過ぎているので全体の資源が減って、そうすると、周辺部のところから徐々に魚影が薄くなっていっているんじゃないかと。まさに日本がその周辺部に当たるわけですけれども、ただ、それに対して別のことを言う人もいまして、それは熱帯域のカツオ資源と日本に回遊するカツオ資源は別の資源であって、日本へのカツオ回遊が減ったのは、それはあなたたちが獲り過ぎたからでしょうと、こういうことを言う人もいるわけです。それに対して、我々が今何をしようとしているかというのは、まず1つは熱帯域のカツオと日本に回遊してくるカツオ資源が同じものだという明確な科学的根拠を集める必要があるだろうということで、今までかなり標識放流調査やってきましたけれども、なかなか決定的な証拠が集まっていないということで、標識放流の仕方を変えたりとか、あと耳石を分析することによってある程度わかりますので、そういうことをやることによって、同じ資源なんですよ、日本が獲れないということは、この状況が続けば、そのうち熱帯域でも獲れなくなりますよということを科学的に証明していきたいなと思っているわけです。

もう一つは、カツオの資源の評価のあり方自体の話なのですけれども、去年の8月に、カツオを管轄しているWCPFCという国際機関の科学委員会がございまして、ここでカツオの資源評価も行われたわけですけれども、これに関しまして、事実でないこともいろいろと言われておりますので、あえて説明させていただきますが、まずはWCPFCの科学委員会というのは、各国の科学者が集まって資源評価を行う場所ではございません。WCPFCというのは、SPC、南太平洋委員会というのがあるのですけれども、ここの科学部門に資源評価を委託しています。このSPCというところが資源評価を行って、その結果をWCPFCの科学委員会に提示するという形になっています。

日本の科学者は、SPCの資源評価には参加できませんので、彼らがどういう仮定の下でどういう数字を使って行ったというのが解らないわけです。

皆さんは資源評価というのはこうですと科学者が単純に1つの数字を示すというふうに思

われているかもしれませんが、往々にして資源評価というのは不確実性がある、科学者というのは明確に物を言えないことが多いです。

カツオの場合も去年の8月の会議においてSPCがどういうことを言ってきたかという、複数の結果を出してきて、どの結果も同じようになり得ますというふうに言ってきたわけです。その結果を見ると、カツオの今の資源状況というのは、初期資源量に対して、一番悪い場合では39%、一番良い場合では67%だったと思いますけれども、そういう幅のある数字を出してきたわけです。

WCPCF上は50%を維持するというのが目標ですから、悪いシナリオではそれを切っており、良いシナリオでは超えているわけです。

そういう状況の中で日本の科学者が言ったのは、どれも可能性があるのであれば幅で示すべきじゃないですかと言ったわけですが、SPC側はいいシナリオを選んで、これでいいですよという話をしたので、そこは違うんじゃないかということを日本や中国や台湾の科学者が言って、そこは両論併記になり、日本等の意見は少数意見として書かれたわけですが、そこは別にSPCの言うことに日本の科学者がけちをつけたわけではなくて、SPCのほうから幾つもシナリオを出して、どれも同じようになり得ると言ったので、じゃ、それだったら幅で示すべきじゃないですかということを日本は言ったわけです。

そこをどうも曲解して、何かいろいろ記事になっているみたいですので、あえてここで説明させていただきます。

それともう一つは、標識放流の結果をどういうふうに資源評価に組み入れるかということによって結果は大きく変わってきますので、そこについても引き続き日本の科学者とSPCの科学者で話し合いをすることになっております。

以上でございます。

○増殖推進部長 大森委員から話がありましたシロザケの回帰率のことなんですけれども、どういうふうにかけるか考えますと基本的にはそういうことなんですけれども、若干補足させていただきますと、近年シロザケの回帰率が非常に低下していて、その原因としては環境が変わってきている。従前のようなやり方では、例えば放流の時期とか、降りたときの餌の量とか、きっとそういうことに影響するんだと思いますけれども、海の水温の変化が随分変わってきていることなどでマッチしなくなっているんだろうというのが一つある話と、それからもう一つは、さらに特に今年のようにこの秋に全国どこで放流したのもみんな帰ってこないというような状況というのは、日本をかなり離れて、鮭が相当オホーツク海とかベー

リング海に行くわけですけれども、そういう先で影響を受けてしまっていて、それで帰ってこないだろうというのと、いろいろな事情が錯綜しているというふうに分析がなされています。

それで、こういう状況なので、人間の手を離れた後のことが大きく影響しているものですから、回帰率を上げる努力をしようというのは当然なんですけれども、それをどこまで上げるかというのを実際に定められるのかどうかということ自体が、ここは検討しなければいけないことなので、まずそこから考えなければいけないし、あと具体的に数値を定めるにしても基本計画の中でそこまで書くものなのかと。あるいはそうじゃなくて、内水面の振興に基づく基本計画とか、あるいは行政の何か指針みたいなものというのも考えられると思うので、そういう定め方についても含めて検討させていただければということだと御理解ください。

それから、あと資源を増やす意味で沿岸の環境を改善しましょう、あるいは資源管理をしましょう、それから種苗放流をしましょうということで、これらを横串を刺して行っていくようにしてくださいということは、まさにそのとおりで、資源管理を国が中心になって、都道府県もうまく連携しながらやっていかなきゃいけないし、それから環境の問題だと、国の資源も当然入るわけですけれども、地元の事情を一番よく知っている都道府県がむしろ中心になってうまく連携しながら行なっていかなければいけないし、それから種苗放流になると、三位一体改革で種苗放流自体は都道府県が実施していきましょうという都道府県中心の取り組みになっていますので、そこもうまく国と連携しながら、国もどんなふうにサポートできるのかというのを含めながら行っていかなければいけないということで、それぞれ違う事業主体のものをうまく横串を刺さなければいけないというのは、まさにそのとおりだと思います。

そういうニュアンスというか、趣旨をこういう計画の中にどういうふうに入れていけるかというのは考えていきたいと思います。

○大森委員 私の大変長い意見に大変御丁寧にそれぞれ水産庁の幹部の方がお答えいただいて、本当に御礼申し上げます。

基本計画の取りまとめに向けて、ぜひ具体的な方策として今検討すると言った部分についてしっかりと書いていただきたいと思います。

その中で、特に大杉部長から御回答いただいた部分で、回答は要りませんので意見を3点言わせてください。中核的担い手の確保・育成のところ、漁村の子弟をしっかりと育成していくということももちろん重要なのですが、企業参入の促進のところにもかかわるのです

けれども、漁村・漁業の中でなかったような、ノウハウを持っておられるような外部の方々をどういうふうに浜に呼び込んで、そして浜の活性化に向けて取り組んでいけるかというような、そういう人材育成するような機能の考えもこの中には含んでいただきたい。

それから、そのためには各漁村にそういった方々をしっかりと受け入れる受け皿、これをしっかりとつくっていかねばいけません。この両面がなければ絵に描いた餅になりますので、そのところが私が申し上げた中に含まれているということを御理解いただきたいです。

それから、企業参入の促進のさらなる連携のところについて、「マッチング」という言葉を使っていただきました。我々が求める企業ノウハウを提示していくということと同時に、企業側もどういった具体的なノウハウやニーズがあるのかというのを出していただいて、双方でそういった情報に基づいたマッチングが行われるというような仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。

また、この中で制度を含めた阻害要因をどういうふうに解消していくかというお話がございましたけれども、我々としては企業参入の促進に係る取り組みを更に進めるということと制度というのはしっかりと分けて御検討いただきたいと思います。

最後に、国境監視機能の位置づけのことにつきましては、もちろん、水産基本計画、水産基本法の中で多面的機能の中に書かれているわけですがけれども、特に国境監視機能というのはどれだけ重要で、その役割を担っているということを国民に理解していただくように別立てというぐらいの位置づけで取り組んでいただきたいという意味でございますので、よろしくお願いたします。

○馬場部会長 では、まず菅原特別委員、次に高橋特別委員。

○菅原特別委員 私は、この企画部会に参加するに当たり、全国の青年部や現役の漁師さんの意見を聞いて、この場で発言をさせていただきました。今回、私やみんなの意見をしっかりと聞いていただけたことに感謝をしております。

この意見が今後どのように水産基本計画に反映されるのかといったところが重要だと思いますので、私も今後に期待をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋特別委員 今回の新基本計画の中で漁船員の後継者確保・育成という項目を重要課題の一つに挙げていただきたいというように思っております。当然漁船漁業ですから、資源・船・人と、この3つがうまくマッチングしないと成り立たないと。資源も、この3つそれぞれが実は問題があって、どれ1つとっても非常に厳しい状況ということです。幸いなことに、

船については水産庁の頑張りによって、がんばる漁業等々ができて、若干なりとも改善をしてきたと、こういうことでございます。

ただ、資源的には水温の上昇の関係等々、かなり従来からの操業海域が変化をして非常に厳しいという状況です。

また、一方の人については、特に遠洋漁業を中心にもう待たなしの状態になってまいりました。船舶職員、それから実際漁業の伝承を図る皆さんがほとんど壊滅状態になってきているということです。特に遠洋マグロ漁船においては、乗組員の75%が外国人ということで、甲板・機関部員の漁業の伝承、それから漁労の技術の伝承というものは成り立たないという状況になってまいりました。

ここで再度日本人の漁船員の確保・育成というものを確固たるものにしないと、早晚遠洋漁業が崩壊をしてしまうと。もうそういう状況に来ております。各業界、我々も含めて、この確保・育成について今一生懸命取り組んでおりますけれども、なかなか進まない状況でございます。

新しい基本計画の中に、この部分をきちんとした形で重要課題だということで明言をしていただければ非常にありがたいというように思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上です。

○馬場部会長 続きます、久保田特別委員。

○久保田特別委員 久保田です。

先ほど大森委員のほうから中核的漁業担い手の話が出まして、それに対して部長のほうから回答がありまして、いわゆる中核的担い漁業者、これを育てていって、いわゆる日本の漁業の特に沿岸域についての漁獲、これについては、それで大宗を占めることができるように進めていくと。そのことについては、そうだろうなと思います。

ただ、いわゆる今中核的漁業、1つの定義づけもされておりますけれども、なかなかここまでいかないという漁業者がたくさんいます。法人にしても、ある一定規模となりますと、大体小中のまき網、定置網、養殖、そしてまた釣りでものべ縄とかはえ縄で、ある程度家族も子供さんを持って2人、3人乗組員ということで大変頑張ってやっておられる方。この方々が当然「積立ぶらす」に入ってやっています。

ただ、こういう方々、これも育てていく、増やしていくということは当然必要なのですが、ただ、この根っこにあるのは私は浜だと思っています。地域そのものがきちんと浜が残る、

その地域が残る。その上に今の中核的漁業というものも育っていくと思います。

ただ、今現在浜を支えている人たちというのは、当然漁業者ばかりじゃないわけでありまして、特に浜の活力、浜プランの広域化についても、当然そういうものも含めての検討が今なされようとしております。

しかしながら、大半の漁業者、6割、7割の方が中核的漁業とはまだいかれていない、まだ小さい漁業、小規模な漁業、これが浜を支えているんだと。それで初めてみんなが生きてくるのだということがあると思っています。

したがって、今からの施策として中核的漁業者、こういうものを育てていくのは当然でありますけれども、しかしながら、一方でこれを支える、そういうものが漁業をやれるというものの中には小さい零細な漁業、これをやって家族を養っていくんだと。

一番は自分のところで生活をして子供も育ててやれる漁業というのができれば一番いいわけですけども、なかなかそう簡単に、さっき言いましたように定置であれ、養殖であれ、まき網であれ、そういうものというのは許可漁業でありますし、やるにしても限られたところでしかできないというのがあります。それが全部じゃございませんが、いずれにしても、将来的にはそういう漁業者を育てていくにしても、その間について、そうではない、まだそこに至っていない漁業者、そしてまた後継者がいなくても一生懸命やっているお父さんたちもいます。こういう人たちができるだけ長生きをして漁業を続けていく。それはある面では、私はつなぎだと思っています。

したがって、そういうところのことについても、実態についても、これはいろいろな見方があるかもしれませんが、また、そういう方には多面的機能という面でのあれがあるではないかということ、そちらの手当て等はされているということがあるかもしれませんが、しかし、みんなそういう人たちも、水揚げは少なくとも自分は漁師だという誇りというか、そういう自負を持っておられます。それが浜で暮らしていく、そしてふるさとを捨てない。自分たちはここで生きていくんだと、そういう人たちの気持ちではないかと思っています。そういうところは、いろいろな計画の中での説明、表現の仕方があろうかと思うのですけれども、そのあたりはひとつ配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○馬場部会長　まず、浜田委員。

○浜田委員　浜田でございます。

漁業の後進の育成、それから安定的な確保のところについて、主に5ページですけども、

申し上げたいと思います。

私は一次産業にかかわって、地域活性化のために商品開発のアドバイスなどもしますので、水産業に関しては沿岸、沖合、遠洋と満遍なく会議に参加させていただいたり、地方自治体のほうにお伺いして、そこで産業アドバイザーをさせていただいたりという機会を多く持っております。

中でも遠洋漁業に関しましては、日本かつお・まぐろ漁業協同組合、こちらと足かけ5年にわたってかつお・まぐろの消費者への啓蒙活動をするためのメニューの開発などをさせていただきました。

その中で5年間で気づいたことがありますて、後進がなかなか育たないとか、なかなか乗組員の安定的な確保ができないとか、せっかく確保しても長続きをしないとか、そういう原因がもしかしたら漁業者の御自身のあり方にも一端あるのではないかというところに気がつきました。

どういったことかといいますと、まず私が業界の年末の納会に呼ばれてお伺いしますと、各業界の方はいらっしゃるのですけれども、私はスーツで行って、名札に名刺を挟んで立っているのに、「お姉ちゃん、お茶持ってきて」とか、「お姉ちゃんお酒持ってきて」とか必ず言われます。「すみません、私はこちらの者ではないので、ちょっとスタッフの方を呼んできます」ということで対応はさせていただくのですけれども、どうも女性は対等な目線でビジネスをする相手ではないと思っていらっしゃる方がまだまだ多いという業界の傾向を感じております。

最初のころは、私も会議になかなか呼んでいただけなくて、会議に参加していかないと、商品開発の話がなかなか進まないものですから会議に参加をしたいというところを申し上げましたが、宴席にしか呼んで頂けなかったり、お酒の席で女性はその場、男性を盛り上げるものという考え方でいらっしゃる方も多いなということは感じました。

前回のインターナショナル・シーフードショーの際には、私が教えております学校の生徒を連れて、生徒に遠洋マグロ、遠洋カツオを使ったメニューを10品ほど開発させまして、それを当日料理ショーの形で発表させていただくということで生徒を連れていったのですが、未成年者が多く、未成年者で学生の場合には労働基準法の絡みがございますので、作業はいったん学校を通して未成年者を動かすという流れにさせていただきたいというお願いと取り決めをあらかじめした上で行いましたが、学生に直接、大声でPRしながらビラを配るようになど言われてそうせざるを得ない状況になっておりました。

労働基準法のこともありますので、ビラを大声で宣伝文句を言いながら配るということは、宣伝行為に当たりまして労働基準法にかかわりますのでということの説明すると、金を出している側の指示に従うのは当然、学生は邪魔だから俺らが金を出したブースの前に立つな、早くしろよとすごむような感情的な言葉を投げかけられるなどしました。一方で、同じ一次産業の中でも、農業というのは今法人化が進んでいますから、商工会議所等が旗振りをして、農業法人の経営者になった方々にはリーダー研修を多くされています。ですので、研修の中では、今の時代の世間一般的な基準を知っておくということの大切さと、言っていること、悪いことがあるよということリーダーとしての資質を育てるための研修というのを多くやっています。

かつての一次産業の業界の中では、働きやすいコミュニケーションをとるとか、わかりやすい指示をするというのは、それは甘やかしだという考え方があったかもしれませんが、今の時代にはそぐいません。

後進を育てたい、後進を安定的に確保したければ、漁業者の中のリーダー、管理職の育成やあり方の研修というのが、これの充実が非常に大事になってくるのではないかと思います。

かつてあったように、目下の者に威圧的に威張るとか、威圧的に支配をするというあり方では後進は育っていきませんので、そのあたりのことを私は足かけ5年の中で、特に若手促進会の方なんかは、30代後半、40代の方がメインで、私と年代は変わらないのですが、普段お仕事で一緒する同年代に比べてものすごく威圧的なところがありました。ただ、それはリーダーの資質という研修の中で十分に対策できるころかと思っておりますので、これからの漁業、これからの一次産業というのはリーダー、管理職の育成、そこに力を入れて後進が働きやすい環境づくり、後進の育成をしやすい取り組みというのがまず大事なのではないかということを考えました。

○馬場部会長 東村委員、次をお願いします。

○東村委員 東村でございます。

私は、主に1ページ目の我が国における資源管理の推進の主な意見のところについてコメントさせていただきます。

まず第1点目ですけれども、これは主な意見ですので、だから書き込まれていないのかもしれませんが、日本の漁業管理というか、資源管理の特徴としては、漁業者の自主的管理というのが非常に大きな特徴でもあり、またそれが管理の行政コストを下げる非常に大きな要因となっていると考えています。

その話が実は第60回の企画部会、6月24日の資料を拝見しますと、きちんと2ページ目に現状として書いてありますので、できれば、この大きな特徴は今後とも継続すべきものであるということを基本計画にも盛り込んでいただきたいということです。

また、自主的管理のフォローであったり、もしくは、もしくはというか、アンドオアです。イニシアチブをとっているのが、ここの3つ目の丸印に書かれてある業界団体の役割であると考えます。

業界団体は、先ほど漁業協同組合の役割として資源管理についても役割を果たしているというコメントを私がさせていただいたのを取り上げていただいておりますけれども、そういう漁協みたいな割と漁業者に近いところから東京にあるような全国的な組織に至るまで、TACなどはそういう全国組織が大きな役割を果たしていますし、また業界団体が網の目のように張り巡らされていて、日本の漁業者というのはどこかの組織に絶対属しているのです。1つ、2つと入っているわけですから、その業界団体の役割が重要ということは、自主的管理と絡めて書いていただきたいということです。

2点目ですが、同じ1ページ目の下から3番目の丸、資源管理の効果や世の中の役に立っていることを国民に知ってもらうことが重要というふうに書かれていますけれども、もちろんですが、その大前提として、まず日本の資源管理がきちんとなされているということが知らされていない。むしろ、誤った知識です。

私が具体的に見た例では、ノルウェーではIQによって管理されているから、資源が守られていると。これはおかしいんです。IQで管理をしても、TACが間違っていて設定されていれば資源は守られませんから、こういう間違った知識を結構それっぽくコメンテーターが話していたりするわけです。

そういうことが間違っているということを正していくのは研究者である私の役目でもあるのですけれども、行政のほうでもその辺。まあ、実際調べれば、ホームページでもきちんと書いてあるのです。そういうことも重要かと思えます。

もう一点、下から4つ目、資源管理がどんなメリットをあらわすか明確にアピールすべきということで、これは例えばMSCの認証を取っても、日本ではそれが高く売れないというのが実態として聞いています。ただ、では、アメリカだったら高く売れるらしいという、まあ、実際自分が行って検証したわけではないのですが、これもあくまでうわさですけども、ではアメリカの人に比べて日本人が環境保護の意識が低いというわけではないと思うのです。ただ、漁業に余りにもなれ親しみ過ぎていて、何か来るものを食べていけば、ずっと漁業は、

むしろ減っているぐらいですから、そんな魚なんか保護するなんてという認識が余りなくて、余りにも自然過ぎてということだと思いますので、ここにおいても資源管理の内容というのは明確にアピールしていくべきだと考えております。

以上、3点か4点か申し上げましたけれども、よろしく願いいたします。

○馬場部会長　ここで一旦区切りまして、御回答できるものがありましたらお願いします。

○漁政部長　私のほうから高橋特別委員からいただきました御意見、御質問、それから久保田特別委員からいただきました御意見にお答えしたいと思います。

貴重な御意見、御質問をどうもありがとうございます。

船員の確保の問題についてでございますが、私どもも新基本計画の策定に向けての議論の中で、いろいろな切り口で検討を進めているところでございます。

1つの切り口は、水産高校卒業生ですけれども、水産高校卒業生というのは海技士資格者候補者ということなんですが、実態としては年間1,000人ぐらい輩出されていますけれども、漁業に入っていく人が170人ぐらいしかいなくて、他方で商船に就職する人がその倍ぐらい、340人ぐらいいるという数字があります。

漁船漁業に就業する人数が少ないという、そういう現状も認識をしているところでございまして、漁業者団体、大水が窓口なんですけれども、水産高校、あるいは県の教育委員会と連携して組織的な求人活動を行っていかうということで取り組みを進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、水産庁が文科省と連携・協力をして、就職説明会の開催費、あるいは参加旅費等を漁業者団体に支援して、そして文科省も水産高校、あるいは県の教育委員会への働きかけを応援するという形で、漁業者団体が、窓口は大水ですけれども、中長期的な需要の見込みに基づいた人材確保計画を水産高校に示して、そして水産高校生に対して説明会を開催したりして求人活動を組織的に実施していかうとしているところでございます。

それから、漁船乗組員として就業した人に対する取組です。定着という意味ですけれども、海技士資格を取得させていかうという取り組みも進めているところでございます。

水産庁が漁業者団体、窓口は大水ですけれども、連絡をとりながら現場での長期研修を行う漁業経営者、雇い主のほうに対して支援を行う、これは謝金を出すということですが、そして、海技士資格取得のための講習会開催費などを支援する。国交省も臨時講習会の開催などで海技士資格取得を支援していかうと、こういうことでやっていく。大水を窓口とする業界団体がメインになって進めていく、そういうものでございます。

それからもう一つの切り口ですけれども、水産高校卒業生というのは、卒業後、海技士資格を取得するためには、いわゆる乗船履歴というのが、優遇されるものの、必要です。200トン未満の漁船でいきますと、船長になるための4級の航海士、それから一等航海士になるための5級の航海士、これが一番問題なわけですけれども、それぞれ1年9カ月、1年3カ月の乗船履歴が必要なのですけれども、これが何とかならないかという考え方から、水産高校を卒業した人が水産高校に1年間の専攻科のようなものを受講する、その中に半年間の乗船実習のコースを含むわけですが、あるいは水産高校ではなくて漁業学校、水産大学校、水産試験場に半年間の乗船実習コースを設け、そういうところを履修すれば口述試験が受けられて、乗船履歴なく口述試験を合格すれば、海技士資格、4級の航海士、5級の航海士の資格を取得することができるというような仕組みを検討しているところでございます。

いろいろ難しい点、詰めていかなければいけない点があってハードルは高いんですけれども、何とか平成30年4月から実施できないかなというスケジュール感で取り組んでいるところでございます。

それから、次に久保田特別委員からいただきました御意見、根っこにあるのは浜であって、その上に担い手たる中核的漁業者がいるということの現実、そうでなければいけないという認識が必要なんだというようなこと、また零細な漁業者でそういった中核的な漁業者には届かない人も漁師としての誇りを持ってやっていると、それが浜の活力につながっているといったような御意見、ごもつともだと認識しております。

私の説明において強調すべきところがそうではないところにあつたからなのかもしれませんけれども、先ほど御紹介しました9.5万経営体という全経営体の中の資源管理計画、あるいは漁場改善計画を策定して、「ぎょさい」「積立ぷらす」に加入をしている担い手、競争力のある漁業経営体として捉えるべき漁業者が2万2,000経営体ぐらいいて、そういう方たちに施策を集中させるという考え方を打ち出すものの、繰り返しになって恐縮ですが、その施策はあくまで経営に関する施策であって、漁村の多面的機能ですとか、集落維持機能ですとか、そういったことを推進する施策というのは集中、あるいは重点化の対象ではないということでございます。

それからもう一つ、2.2万経営体が利用している資源が金額ベースで今大体7割ぐらいだということを9割に高めていこうという思いがあるということをお話ししましたけれども、全てを2.2万経営体が利用するようにするんだということまでは我々も考えておりません。あくまでその比率を高めようということですから、担い手たる漁業者が利用する資源を10

0%にするということではないということ、逆に言うと、零細な漁師としての誇りを持っている漁業者も、残っていくという前提であるということをお理解いただければと思います。

今の構造を変えていこうということをお考えているということをおでございますので、その点お理解いただければと思います。

私からは、以上でございます。

○馬場部会長 ありがとうございます。

管理課長、お願いします。

○管理課長 では、東村委員から意見をいただきましたので、手短に。

資源管理におきまして、いろいろな意味で手法がございまして、担保措置という意味で公的機関が行うもの、漁業者が行うもの、漁業関係の団体が行うものという意味で、そういう組み合わせで資源管理をしているということについての認識は変わりはありません。そういった意味での基本計画の書き方というものは検討させていただきたいと考えております。

あと資源管理の話になりますと、具体的な話は個別の地域とか魚種、資源状況の問題になってきますので、公的規制という意味では、例えばTACですとか、あと国がお示しする資源管理指針につきましては資源管理分科会のほうに個別具体的にお諮りをさせていただいております。

そういう中で基本計画に書くものと、それぞれの具体的な施策として資源管理分科会にお諮りしたりして外へお示しするもの、こういったものについて、ちゃんとわかりやすい形で資料をつくって国民の理解を求めるといった形は引き続き努力をさせていただきたいと考えております。

あと最後、漁村とか地域産業にどのようなメリットをもたらすのかというような話というのは、私としては漁業者だけがやるということではなくて、市場とか水産加工業者の方とかも含めまして、いろいろな関連する業者の方が理解をしていただくことで資源管理が有効に機能することだと理解をしておりますので、そういった意味でどういうところで情報発信の仕方というんでしょうか、そういうものがあるのかというのは、また工夫をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○漁業調整課長 漁業調整課長でございます。

先ほど浜田委員から御指摘があった点でございます。私、沖合、遠洋等の漁業全般の団体

を所管しております、かつお・まぐろの若手経営者の団体の促進会はそんなことはないかなと思って聞いていたのにもかかわらず、委員のほうから促進会でそうだったということで若干ショックを受けております。

基本的に沖合、遠洋漁業は大体経営者でございますので、まことに御指摘のとおり、外から見てそういうふうに見えていて、それが原因で自分たちを追い込んでいる可能性があるということでございます。各漁業者と面談する機会が多うございますので、これからは会合の挨拶とかに盛り込むなりして指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○馬場部会長 まだ御意見はおありかと思えますけれども、メール等で結構ですので、事務局に引き続きお寄せください。

それでは、議題3のその他につきまして2件あります。

では、説明をよろしく申し上げます。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長の中奥でございます。

お配りしております資料3-1について御説明をさせていただきます。

「内水面漁業の振興に関する基本的な方針」の変更についてということでございますけれども、これは内水面漁業の振興に関する法律の規定に基づきまして、農林水産大臣が水産政策審議会の御意見を聞いて定めるということになっておりまして、おおむね5年ごとにこれを変更するということとされております。

現行の基本方針でございますけれども、平成26年10月に策定されております。

一方で、この基本方針につきましては、水産基本計画との整合をとるということがまた法律で規定をされておりますので、今回の水産基本計画の見直し、策定にあわせまして、次期水産基本計画との調和を図るといったような観点から所要の見直しを行って変更を検討するというようにしております。

今後のスケジュールでございますけれども、本日1月16日はスケジュールのみの御説明とさせていただきます。次回の企画部会から御審議、御検討をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、すみません、この場をおかりいたしまして、内水面漁業の振興の上で非常に古くから内水面養殖業の重要な産品でございますニシキゴイ、これにつきまして、お気づきの方もおられるかもしれませんが、農林水産省中央玄関「和の空間」において今日から展示をさせていただいております。ぜひ委員、特別委員の皆様、お時間があればお顔を出してい

ただければと思いますので、あわせてお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○栽培養殖課長 続きまして、資料3-2でございます。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の見直しについて、一般的には「栽培漁業基本方針」と呼んでおります。

このことの経緯でございますが、沿岸漁場整備開発法に基づきまして、おおむね5年ごとに基本方針を定めることになってございます。

現在の基本方針は平成27年3月に策定されたもので、期間が33年度までとなっておりますが、基本方針中には、その期間中に水産基本計画の変更が行われたときは、内容について必要な見直しを行うと規定されておりますので、次期水産基本計画の変更の検討を踏まえつつ基本方針を見直すこととしたいと考えてございます。

スケジュールにつきましては、先ほど説明した内水面漁業の基本方針と同じでございますが、技術的な軽微な変更にとどまると予定しておりますので、他省庁との協議、あるいはパブリックコメントなどはございません。4月には官報掲載と、こういう段階でございます。

以上です。

○馬場部会長 以上、2題は水産基本計画と調和をさせるということで見直しをするためのスケジュールの説明で、本日は内容の審議は行いません。

何か御質問等ありますでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 説明資料の中に国と水研センターと出てくるのですが、あれは旧水産総合研究センターということでしょうか。そうすると、名前が変わるのではないかと思うのですが、でも、わかりづらいからあえて水研センターでいってしまうということでしょうか。

以上、質問です。

○栽培養殖課長 それにつきましては、今ついている資料が、これは現行の基本方針、平成27年3月に策定されたものがついてございます。今御指摘のとおり、水研センターと略称で書いてございますが、名称は変わってございますので、そのあたりの技術的なことも次回の基本方針の見直しの際、変更してまいりたいと思います。

○馬場部会長 ほかには御意見いかがでしょうか。御質問はよろしいでしょうか。

それでは、その他につきまして御発言がありましたらお願いします。

どうぞ、高橋特別委員。

○高橋特別委員 以前からお願いをしておきましたけれども、ILOの188号条約の件につ

いてです。

昨年11月だったと思いますけれども、10カ国の批准をもって効力が発生するというところで10カ国が整いました。多分1年後に発効という形になろうかと思いますが、我が国においては、現在S T C W - Fの会議と、それからトレモリノス条約、ケープタウン協定の会議があって、実はI L Oの188号含めて3つの会議を漁業関係の国際条約の中で国内法制化を整備という会議を構築したということです。所管は国交省と、それから水産庁ということです。

特にI L Oの188号については所管は水産庁ということですが、内容的には船員法が主体になりますので、M L Cなり、それから船員法に準じたるような形でやるということになります。

残念ながら、I L Oの188だけが10年ほど前に中間取りまとめを行いまして、それ以降、正式な会議というのは1回しか開かれていないと、こういう状況でございます。

特に国際条約ですから、C O P 21のパリ協定のように仲間に入れていただけなくて、全て物が決まった後に日本が嫌々ながら批准をせざるを得ないと、こういうようなぶざまなことがないように早急に検討委員会を開いていただいて、国内法制化に向けて努力していただきたいというお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○馬場部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かありましたらお願いします。

○水産業体質強化推進室長 事務局からは特段ございません。

本日は、御審議ありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局にて水産基本計画の骨子案を取りまとめていきたいと思っております。本日御議論いただいた自給率につきましても数値等、仮ということで御議論いただきましたけれども、骨子案を示す際には正式なものとさせていただきたいと思っております。

さらに、御報告させていただきました2つの基本方針につきましては、スケジュールに沿って進めてまいりたいと思っております。

また、今後の企画部会の日程でございますが、次回、第68回につきましては2月2日木曜日午前10時から12時半ごろまでの時間の開催の予定となっております。皆さん、お忙しい中とは存じますが、御出席をよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、企画部会に御出席いただき、貴重な御助言、御指導をいただき、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

○馬場部会長 以上をもちまして、本日の企画部会を終わらせていただきます。ありがとうございました。